

生活再建をすすめましょう

地震や風水害などの自然災害で甚大な被害を受けた被災者を経済的に支援するために、さまざまな制度が用意されています。1日も早く普段の生活を取り戻せるように公的支援制度を活用しましょう。

罹災証明書

地震や風水害などで住宅が被害を受けた場合は、さまざまな公的支援が受けられます。その際、市が被害状況を調査した上で発行する「罹災証明書」が必要になります。個々に加入している火災保険や共済などの保険金を請求する際にも必要です。市の被害認定調査は、外観の目視のほか、浸水の深さ、土砂の堆積、家の傾き、家屋の部位ごとの損壊割合など一定の基準のもとに行われます。



災害の被害認定基準

出典：内閣府（令和3年最終改定）

被害の程度	損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）
全 壊	50%以上
大 規 模 半 壊	40%以上50%未満
中 規 模 半 壊	30%以上40%未満
半 壊	20%以上30%未満
準 半 壊	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満

●問い合わせ先 防災危機管理課 直通電話：097-537-5664、各支所

災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、大規模災害の発生時に大分市の要請で設置され、ボランティアの力を借りて被災した住宅の片づけや清掃などの支援活動を行います。

なお、ボランティアセンターでは、被災者の生活や自立の支援、災害ボランティアセンターの運営補助などに協力していただく災害ボランティアの募集を行っています。ぜひご登録ください。（水害時の復旧作業の手順をまとめたパンフレット「水害被災後、住まいの復旧に向けて」を作成しました。右の二次元コードからご覧いただけます。）

●問い合わせ先 大分市社会福祉協議会 大分市ボランティアセンター 直通電話：097-547-7419



利用できる主な支援制度

被災の程度や生活状況に応じて、住宅の再建や生活資金の確保、各種支払いの減免や猶予、遺族への給付金、自力再建が難しい場合の住居の確保など、生活再建に役立つ支援が受けられます。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

制度の名称	内 容	担当課
大分市災害被災者 住宅再建支援金	災害で住宅に被害を受けた世帯に対して、被害の程度に応じて支援金を支給します。	福祉保健課
災害弔慰金	災害で亡くなった場合、その遺族に対して弔慰金を支給します。	
床下消毒	大雨や、洪水等で浸水した家屋の床下の消毒を実施します。	環境対策課
災害ごみの 廃棄手数料の減免	災害により発生したごみの廃棄（回収、施設への持ち込み）にかかる手数料が減免になります。	清掃施設課（施設持ち込み）、清掃業務課（回収）
市営住宅の提供	災害により住宅に困窮している被災者に対して市営住宅を無償で提供します。入居期間は原則6ヶ月です。	住宅課
生活福祉資金支援制度	低所得者、障がい者や要介護者がいる世帯に対して、臨時で必要となる費用、住宅の補修などの費用の貸付を行います。（連帯保証人を立てた場合は無利子）	社会福祉協議会
市民税・県民税の減免	災害後に到来する納期に係る市民税・県民税を減免できる場合があります。	市民税課
固定資産税の減免	災害等により著しく価値を減じた固定資産について、税額を減免できる場合があります。	資産税課
その他支援	災害救助法が適用されるような災害時には、応急仮設住宅の提供や、応急修理制度などの支援があります。	

災害時に行われる調査について

応急危険度判定

災害直後行政が養成・登録する応急危険度判定士が行うものであり、建物の倒壊などによる二次災害を防ぐためのものです。判定後には危険度に応じて「危険」、「要注意」、「調査済」と書かれたステッカー（赤、青、黄）が建築物に表示されます。

保険等の調査

地震保険などに加入していると、保険金の支払いのため各保険会社等の調査員が損害区分を調査します。この調査結果は、目的や基準が違うため行政の被害認定調査や応急危険度判定の結果と必ずしも一致しないので注意しましょう。

防災・減災キーワード

地震保険に加入しましょう

火災保険では、地震を原因とする火災や倒壊などは補償されませんが、地震保険では、地震や噴火、またはこれらによる家や家財の損害（火災・損壊・埋没・流失）が補償されます。いざというときに備え、ぜひ加入しておきましょう。また、保険料は、お住まいの地域（都道府県）と建物の構造によって決まります。